

このようなときに

- ・投票日に仕事があって、働いていると見込まれるとき
- ・投票日に何らかの用事のため投票区の区域外に旅行または滞在していると見込まれるとき
- ・お産や病気などのため歩行が困難で、投票日に投票所へ行けないと見込まれるとき
- ・最近他の市区町村へ引越しをしたため新住所地でまだ選挙人名簿に登録されていないとき

病院や老人ホームなどのうち都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に入院(所)中のとき

このような手続で

〈期日前投票〉

選挙人名簿登録のある市区町村の選挙管理委員会へ

宣誓書の記入
(用紙は市区町村の選挙管理委員会にあります。)

〈不在者投票〉

滞在地(新住所地)の市区町村の選挙管理委員会へ宣誓書と投票用紙等の請求書をもって記入

選挙人名簿登録のある市区町村の選挙管理委員会へ投票用紙等の請求書及び宣誓書を送付

投票用紙と封筒と証明書が届く。

投票用紙等をもって滞在地(新住所地)の選挙管理委員会で投票

投票

※証明書の開封や投票用紙への事前の記載は絶対しないでください。

〈不在者投票〉

施設の長へ依頼

○このほか身体に重度の障害のある有権者の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができる場合があります。

○投票所入場券を紛失等されても、原則、投票することができます。

○くわしくは市区町村の選挙管理委員会におたずねください。



選挙のめいすいくん

選挙の日 その一票に 夢込めて

京都府・市・区・町・村選挙管理委員会